



## Q・自転車走行のルールや 安全対策の徹底を

### A・出前講座の中で啓発に努める

13歳未満の  
がある。②  
転車通行  
可」の標識  
つ認めてい  
例外を、3  
通行できる  
し、歩道を  
ない。しか  
ければなら  
て通行しな  
左端によっ  
を、車道の  
と同じ左側  
り、自動車

**Q** 国道、県道、町道、それぞれどこをどのように、走行すればよいのか。

**A** 総務部長  
自転車は軽車両であり、自動車と同じ左側を、車道の左端によって通行しなければならぬ。しかし、歩道を通行できる例外を、3つ認めている。①「自転車通行可」の標識がある。②13歳未満の

道路交通法が改正され、危険行為を3年間に2回以上検挙された自転車運転者には安全講習が義務づけられた。危険行為とは具体的にどのような走行なのか、確認したい。

**Q**

国道、県道、町道、それぞれどこをどのように、走行すればよいのか。

を、車道の左端によつて通行しな

り、自動車と同じ左側

子や70歳以上の人、体の不自由な人が運転する。③安全のためやむを得ない場合。

**Q**

歩道を走る場合でも左側を走行するの

歩道

**A** 総務部長

やむを得ず歩道を走行する場合は、歩道の中央から車道より（右側）をすぐに止まれる速度で走行しなければ



ルール通り走行している自転車

ならない。

**Q**

愛知県の自転車シミュレーターを活用してはどうか。

**A** 総務部長

県職員の講師が派遣され、シミュレーターを使用した走行体験やルールなど学ぶことが出来る。今後は、学校、老人クラブ等に紹介す

**Q**

規則など、分かるなくて迷っている方もいる。出前講座を考えてはどうか。

**A** 総務部長

町では、自転車教室等を開催しているが、引き続き、出前講座の「安全講話」の中でも、周知啓発に努めていく。

## Q・地域ねこ活動に補助を

### A・補助する考えはない

**Q**

地域ねこ活動とは、所有者のいない猫（いわゆるノラ猫）に不妊・去勢手術を行い、今以上に数が増えないように管理し、あわせて、餌やりやフンの始末を適切に行うものである。

町も、春日井市のように不妊・去勢手術費

に補助を行ってはどうか。

**A** 生活福祉部長

このような活動は、地域を含め団体で行うことが重要なポイントである。

現在、町内での活動団体はないと認識しているので、補助する考えはない。